20.436 ＋ (P ＋Q) × 13.624 ＋ (R ＋S) × 6.812 ＋ { (T ＋U) × 14.530 ＋ (V ＋W) × 9.686 ＋ (X ＋Y) × 4.843} × α＋Z × 49.129 ＋AA × 32.753 ＋AB × 16.376 ＋AC × 29.477 ＋AD × 19.652 ＋AE × 9.826 ＋AF × 14.739 ＋AG × 9.826 ＋AH × 4.913 ＋ (AI × 12.195 ＋AJ × 8.136 ＋AK × 4.077) × β] × 1.724 及び [(B ＋C) × 46.672 ＋ (D ＋E) × 31.115 ＋ (F ＋G) × 15.557 ＋ (H ＋I) × 33.972 ＋ (J ＋K) × 22.648 ＋ (L ＋M) × 11.324 ＋ (N ＋O) × 20.436 ＋ (P ＋Q) × 13.624 ＋ (R ＋S) × 6.812 ＋ { (T ＋U) × 14.530 ＋ (V ＋W) × 9.686 ＋ (X ＋Y) × 4.843} × α＋Z × 49.129 ＋AA × 32.753 ＋AB × 16.376 ＋AC × 29.477 ＋AD × 19.652 ＋AE × 9.826 ＋AF × 14.739 ＋AG × 9.826 ＋AH × 4.913 ＋ (AI × 12.195 ＋AJ × 8.136 ＋AK × 4.077) × β] × 1.724 ／A に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式エの符号

［略］

B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和 3 年 4 月 16 日付け文部科学省高等教育局学生・留学生高等教育修学支援室事務連絡。以下この号において「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和２年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の「前期」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である地方独立行政法人法第 68 条第 1 項の公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の授業料減免

65.404 ＋K × 45.614 ＋L × 32.702 ＋M × 22.807 ＋N × 56.000 ＋O × 41.158 ＋P × 37.333 ＋Q × 27.439 ＋R × 18.667 ＋S × 13.719) × 2.190 ＋ (T × 41.544 ＋U × 29.263 ＋V × 27.702 ＋W × 19.509 ＋X × 13.860 ＋Y × 9.754) × 3.083} ／A に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式エの符号

［同左］

B　「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数に係る調査について」（令和 2 年 4 月 7 日付け文部科学省高等教育局学生・留学生高等教育修学支援室事務連絡。以下「授業料等減免対象学生数調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和 2 年 5 月時点授業料等減免対象学生数（予約採用・在学予約採用分）」（以下「市町村立大学減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の「新入生」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である地方独立行政法人法第 68 条第 1 項の公立大学法人の設置する大学の授業料等減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の